

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 清水 明彦

障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

西宮市での重症心身障害の人たちの地域生活展開の経過に共に身を置かせてもらって36年が経過しました。そんな中で、私は以下のような確信を持つに至っています。

- ・重症心身障害の人は、「何もできない人」ではない。日々自己実現を目指し、自分として自分らしく自分の人生を生きていこうとしている存在である。
- ・重症心身障害の人が地域社会との関わりの中で、一人の市民として生きていこうとすることから、様々な市民の営みに参画していく、あるいは地域を巻き込み新しい営みを生み出す創造的な本人の「活動」が、地域の中で多様に展開されていくことになる。
- ・重症心身障害の人の地域における「活動」は、地域社会の中に新たな価値観をもたらし、地域に連帯と活力を生む。このことは、重症心身障害の人の社会的「はたらき」でもある。
- ・重症心身障害の人の「地域自立生活」の展開は、単に介護をつなぎ合わせるというような、平板なものとは本質的に異なる。本人中心に展開される支援の輪の構築は、その背景に暮らしの基盤づくりをもたらす。「活動」の展開と呼応して、介護支援、医療支援、権利擁護支援等々、そして地域社会による包みこむ展開が、重層的立体的に本人中心に構造化されていく。
- ・重症心身障害の人の「地域自立生活」は、重症心身障害者が人が主体者として、“住民中の住民”として尊重されて暮らしていくことであり、そんな「居場所」を創り出していくことは、また、まちの誰もの「居場所」を再構築していくことにも連動し、新たな地域連帯を実体化していく。
- ・重症心身障害の人の地域生活展開は、それが「活動」であっても、「地域自立生活」であっても、一人ひとり本人中心に創り出されていくものであり、「本人の計画」に基づいて進められる価値観変革を伴う創造的営みである。

こういった実感に基づき、重症心身障害の人の存在の価値のままに、その地域生活展開が進められることを切に願います。障がい者総合福祉法（仮称）制定までの当面の対策としては、以下の連動した4つの視点で展開がすすめていけることの必要を感じています。

- ① 立ち上がってきた主体に基づき、共に立ち上がっていく「本人中心の計画」づくりをすすめる
 - ・重症心身障害の人の地域での暮らしは、まわりとの関係の中で一人ひとりの主体に基づき、本人中心に展開されていかなければなりません。本人の主体を受け止め、その希望に基づいて支援者と共に立ち上がっていくこと（エンパワーメント支援）が不可欠です。そのことを実体化する「本人中心の計画」づくりが、生活介護事業所の現場で、あるいは重症心身障害児者施設の新体系移行や、地域生活移行の取り組みを契機に、また相談支援の現場で進められていくよう対策が必要です。
- ② コミュニティの中で共にすすめる新たな価値作りとしての「活動」展開を進める
 - ・その財源の目処からか、介護給付に位置づけられてしまっている生活介護給付という概念を根本から改め、一人ひとりが個別の地域活動給付を得て、地域の中で（地域を巻き込んで）価値的存在として、その社会的役割を果たしていくことの実態化をすすめていかなければなりません。通所施設、

生活介護事業所の中で、あるいは、地域活動センター、地域生活支援センター等のプログラムで展開していけるよう対策が必要です。

- ③ 一人ひとりのその人らしい暮らしを実現するわがまちの「地域自立生活支援構造」づくりをすすめる
 - ・一人ひとりが生活主体者として、自宅でもアパートでもケアホームでも、それぞれの支援の輪のもとで暮らしていく、重症心身障害の人の地域自立生活を確たるものにしていくことが急がれます。必要な居宅介護(重度訪問介護)の給付量確保はもとより、住宅確保等住宅支援、十分安心して医療が受けられる手厚い医療支援、その人の意思を守る権利擁護支援等が整備される対策が必要です。
- ④ 一人ひとりを市民として含み込みながら、障害のある人もない人も共にまちづくりをすすめる
 - ・重症心身障害の人の存在が実質的に地域の中で位置づき、そこから様々な展開が生み出されてくるために、重症心身障害の人も参加できる、地域密着型の障害当事者と地域住民とで一緒にすすめる実態活動型地域自立支援協議会等が、まちづくり活動と結びついて活発に展開されてくるよう対策が必要です。

このような重症心身障害の人の地域生活展開に導かれて、各自治体で障害者の地域生活基盤整備がすすむよう、当面の対応策(各自治体の意志と独自性を反映しつつ、モデル事業化、強化事業化、重ねて使うなど現行制度の運用拡大等々)を、予算措置も含めて検討すべきと考えます。

重症心身障害の人も「今度こそ、私たちの声も受け止めて障がい者総合福祉法(仮称)を作ってください」と叫んでいます。重症心身障害だけでなく(声が出せない、重度の方々、谷間にあるの方々)のことを除外したり、別扱いをしてはならないと思います。

このような展開がすすめられる中で、立ち現れるこの人たちの生活実態、地域生活展開こそが、この人たちの存在からの主張と受け止める必要があります。この人たちをまず中心にして構築的論議をしていくことで、障がい者総合福祉法(仮称)がうみだされてくることを願います。